

ヴェルニー公園ほか3箇所指定管理者募集に関する質問の回答

令和8年7月28日 横須賀市建設部公園緑地課

質問No.	1
質問内容	「本募集に対する申請は、1団体あたり単独または共同事業体構成団体のいずれか1申請のみ」とありますが、持ち株会社が同じであるグループ企業が、それぞれ別々の共同事業体として申請することは重複申請に該当するか、解釈をお示しいただけますでしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	ヴェルニー公園ほか3箇所指定管理者募集要項P9 4(3)
回答	重複申請に該当するため、認められません。

質問No.	2
質問内容	剰余金を指定管理施設の管理経費に充てることは可能でとの記載がございましたが、各月で充てることが可能なのか、あるいは各事業年度末に充てることが可能なのか、ご教示ください。
要項・仕様書の該当箇所	ヴェルニー公園ほか3箇所 指定管理者募集要項 P11 2(3)エ
回答	本市指定管理者制度の運用上、特に規定はございませんので、各月で充てていただいても各事業年度末に充てていただいても構いません。

質問No.	3
質問内容	自販機業務で生じた剰余金は指定管理施設の管理費用に充当可能とありますが、設置不可であるうみかぜ公園や海辺つり公園の維持管理経費に、この剰余金を跨いで充当・平準化することは会計上認められるかをご教示いただけますでしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	ヴェルニー公園ほか3箇所指定管理者募集要項P13 (5)
回答	認められます。

質問No.	4
質問内容	供用日の変更(整備等による休日)および時間の延長等を実施する際の「市の承諾」について、申請から承諾が下りるまでの標準的な処理期間(リードタイム)をご教示いただけますでしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	ヴェルニー公園ほか3箇所指定管理者募集要項 P14 3(1)
回答	一時的な供用日の変更、時間延長の場合、1週間程度を見込んでいます。緊急性のあるものは即時対応できるように努めます。

質問No.	5
質問内容	業務の一部を第三者に委託する際の「あらかじめ市の承諾」について、仕様書記載の定期点検や清掃等のルーティン業務を再委託する場合も、個別かつ毎年度の事前承諾手続きが必要となるのか、包括承諾が可能かご教示いただけますでしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	ヴェルニー公園ほか3箇所指定管理者募集要項 P14 3(4)
回答	定常業務の再委託については、複数の業務をまとめて一事業者へ、かつ長期契約での再委託を包括的に承諾することが可能です。

質問No.	6
質問内容	「保有個人データの開示等の請求に関する規程を定めていただきます」とありますが、本市が推奨、あるいは雛形として提示する標準的な個人情報保護規程のモデル、または最低限遵守すべき記載要件は開示されるかご教示いただけますでしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	ヴェルニー公園ほか3箇所指定管理者募集要項P15 3(6)
回答	協定書の作成時に標準例の提供は可能です。

質問No.	7
質問内容	「情報公開規程を定め、適正な情報公開を行う」とありますが、開示請求に対する決定通知の期限や異議申し立てへの対応手続きについて、横須賀市の情報公開条例に準拠した枠組みをそのまま流用・適用してよいか確認させてください。
要項・仕様書の該当箇所	ヴェルニー公園ほか3箇所指定管理者募集要項P15 3(7)
回答	指定管理者として指定の議決を受けたのち、各種協定の締結に移ります。その際作成いただく「情報公開規程」について、本市条例に準じた標準例を提供しますので、当該資料を参考に作成いただけます。

質問No.	8
質問内容	「文書管理規程を作成し、適正に管理しなければならない」とありますが、対象業務に係る公文書・帳簿類の保存年限(例:5年、10年等)について、本市が一律に指定する保存基準や管理台帳の指定様式はあるかご教示いただけますでしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	ヴェルニー公園ほか3箇所指定管理者募集要項P15 3(9)
回答	作成いただく文書管理規程の標準例はありますが、あくまで標準例であるため、指定管理者制度導入施設において本市が規定する一律の保存基準や管理台帳の指定様式はありません。

質問No.	9
質問内容	「指定管理者会計専用の口座を設けて、経費及び収入は適正に管理すること」とありますが、共同事業体の場合、代表団体名義の口座であれば構成団体の資金移動も含めて一括管理する形で認められるか、口座名義の指定要件をお伺いすることは可能でしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	ヴェルニー公園ほか3箇所指定管理者募集要項P16 4(5)
回答	共同事業体の場合、代表団体名義かつ指定管理者会計専用の口座の作成をお願いします。(共同事業体委任状において、構成団体の委任事項に経費の請求受給に関する事項等が含まれるため。)指定管理者会計専用の口座となっていれば、構成団体の資金移動も含めて一括管理する形で運用していただいて差し支えありません。

質問No.	10
質問内容	「市は、必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の検査を行い必要な指示を行うことができる」とあります。実地検査において不適合と判断され是正指示を受けた場合、是正計画書の提出および履行に与えられる標準的な期間の目安をご教示いただけますでしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	ヴェルニー公園ほか3箇所指定管理者募集要項P16 4(7)
回答	標準期間等を定めているわけではありませんので、是正指示の内容や状況の緊急性、影響度等を踏まえ、その都度、市と協議の上取り決めます。

質問No.	11
質問内容	提出書類のデジタル化:過去の月次評価で書類提出の遅延が指摘されているが、オンライン共有ストレージ等を用いた、リアルタイムな進捗報告・提出は認められるか。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項Ⅱ5 / 評価シート
回答	認められます。

質問No.	12
質問内容	月毎、四半期毎、会計期間終了後の報告書提出期限が設定されていますが、仮に指定管理者の合理的な理由(データ未着等)で提出が数日遅延した場合、即座に次期選考や指定管理料支払停止等のペナルティ対象となるか基準をお伺いすることは可能でしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	ヴェルニー公園ほか3箇所指定管理者募集要項P16 5(1)(2)(3)
回答	即座にペナルティ対象となるわけではありません。

質問No.	13
質問内容	管理経費の年度内振替:物価高騰の影響で、例えば「清掃費」が予算を大幅に超過した場合、同じ指定管理料の枠内で「植栽費」等から予算を柔軟に振り替えて執行することは可能か。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項Ⅱ5 / Ⅲ2
回答	可能です。

質問No.	14
質問内容	・「別に定める基準に基づき、値上げにより増加した収入を市に還付するものとする」とありますが、収入の還付率について、現時点で想定されている水準や算定の考え方がございましたら、ご教示ください。
要項・仕様書の該当箇所	ヴェルニー公園ほか3箇所指定管理者募集要項P18 1(2)
回答	収入の還付率の水準や算定の考え方については、別途定める基準に基づき協議・決定いたします。 参考として、昨年度、一部施設で料金改定を行った際の変更協定のひな形をお示しします。(別途添付資料1をご確認ください。)

質問No.	15
質問内容	前指定管理者から施設利用の還付に係る事務を引き継ぐ際、前指定管理者の処理不備や帳簿の齟齬により、引き継がれた還付金の保有額と実際の還付請求額に差異が生じる等の未精算トラブルが発生した場合、本市はどのような基準で事実確認や調整、仲裁等を行うことを想定しているのか、ご教示いただけますでしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	ヴェルニー公園ほか3箇所指定管理者募集要項P18 1(3)
回答	基準は設けておらず、その都度協議とします。

質問No.	16
質問内容	指定管理料の非精算方式に関し、不可抗力(天災、感染症、施策変更等)により指定管理者の責に帰さない事由で大幅な減収が生じた場合、指定管理料の変更協議および増額補填の救済規定を定めた規定の有無について、ご教示いただけますでしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	ヴェルニー公園ほか3箇所指定管理者募集要項P19 2
回答	募集要項34ページからの責任分担表を参照してください。

質問No.	17
質問内容	・募集要項には、交換した物件の所有権は市に帰属する旨のありますが、独立採算で運営する「管理許可施設」や「目的外使用許可施設」において、指定管理者が自己資金で用意・交換した物品についても、指定期間終了時に市へ無償で帰属するとの理解でよろしいでしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	ヴェルニー公園ほか3箇所指定管理者募集要項P19 3
回答	募集要項19ページ目「3 物品の帰属等」をご確認ください。「目的外使用許可施設」についても同様に、所有権は指定管理者に帰属します。

質問No.	18
質問内容	修繕費の累積上限:1件50万円以下の修繕は指定管理者負担だが、年度内、あるいは5年間の総額としての予算上限(これを超えたら市負担など)はあるか。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項 III 4 / 仕様書共通
回答	ありません。

質問No.	19
質問内容	・1件50万円以下の修繕費は指定管理者負担ですが、同年度内に数十万円規模の修繕が相次ぎ、年間累積総額が著しく高額となった場合の救済措置や、年間負担上限額の設定はあるか、お伺いすることは可能でしょうか。 ・50万円を超える大規模修繕を市が実施する際、市の予算執行や業者の選定に時間を要し、施設の稼働停止が長期化した場合、それに伴う利用料金収入の機会損失分について、指定管理料の増額等による補償規定はあるかご教示いただけますでしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	ヴェルニー公園ほか3箇所指定管理者募集要項P20 4
回答	年間負担上限額、大規模修繕による機会損失に対する補償規定等は設定していません。上記により管理に支障が生じる場合は、必要に応じて市と協議してください。

質問No.	20
質問内容	各様式(様式2、3、5、6、7、8、9、10)について電子データ(CD-R等に格納)も提出してください」とありますが、任意様式を含む収支積算内訳書等の電子データについて、ファイル形式(Excel、PDF等)の指定、およびExcelの場合にマクロや数式の保持が必要か否か、具体的なルールをご教示いただけますでしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	ヴェルニー公園ほか3箇所指定管理者募集要項P24 3(1)
回答	電子データは文字認識可能なPDF形式でご提出ください。

質問No.	21
質問内容	「指定管理者選考が終了するまでの間に選考に関する紹介又は要求等を申し入れた場合」と記載がございますが、始期につきましては当該募集要項の公告日という認識でよろしいのでしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	ヴェルニー公園ほか3箇所指定管理者募集要項P24 (6)イ
回答	指定管理者選考の始期は、公告日ではなく募集要項配布開始日です。

質問No.	22
質問内容	本件募集に関して接触を求め又は接触した場合とは、当該募集要項が公告された日からとの認識でよろしいのでしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	ヴェルニー公園ほか3箇所指定管理者募集要項P24 (6)ウ
回答	指定管理者選考の始期は、公告日ではなく募集要項配布開始日であるため、該当の失格事項の始期も募集要項配布開始日からとなります。

質問No.	23
質問内容	団体が法人である場合、「エ」に該当する提出すべき書類は「(ア) 定款、寄附行為、規約又はこれらに相当する書類」のみという認識でよろしいのでしょうか。 (イ)その他の団体の場合に提出が求められる「構成員名簿又はこれらに相当する書類」は合わせて必要でしょうか。その場合、役員名簿で代用は可能でしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	提出書類エ 団体であることを証明する書類
回答	提出書類エについて、(ア)及び(イ)の書類の提出が必要です。 (イ)は、貴団体が地方自治法第260条の2 第1項の認可を受けた地縁による団体かそれ以外の団体かで提出書類が変わるという趣旨です。 (イ)において「その他の団体」に該当する場合で、提出予定の役員名簿の記載内容が「構成員名簿又はこれらに相当する書類」に変わらない場合は、役員名簿の提出により(イ)の提出書類を満たすものとしていただいて構いません。

質問No.	24
質問内容	就業規則の写し及び36協定届の写しは、申請主体である本社等の書類提出で足りるという理解でよいでしょうか。横須賀市内の事業所分についても提出要否をご教示ください。
要項・仕様書の該当箇所	ヴェルニー公園ほか3箇所指定管理者募集要項27ページ 3 提出書類等 (1) 申請に必要な書類 コ 労働基準確認書類 (就業規則の写し、時間外労働・休日労働協定届(36協定届)の写し)
回答	本社等における書類の提出で足りるため、事業所分については不要です。

質問No.	25
質問内容	障害者雇用状況報告書については、電子申請により作成・提出しているため、受領印のある書類がありません。この場合、電子申請した報告書の写しを提出することで差し支えないでしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	ヴェルニー公園ほか3箇所指定管理者募集要項27ページ 3 提出書類等 (1) 申請に必要な書類 サ 障害者雇用確認書類(障害者雇用状況報告書の写し)
回答	障害者雇用状況報告書の電子データのほか、当該報告書をハローワークに提出した際の、ハローワークからの「受信通知」等があれば併せて提出してください。

質問No.	26
質問内容	「ヴェルニー公園等指定管理者選考委員会」の選考委員をご教示いただけますでしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P29 4 候補者の選考 (1) 選考方法
回答	現時点では選考委員を公開しておりません。

質問No.	27
質問内容	公開プレゼン1日前以後に辞退した場合でも団体名や提案額等が公表されるとあります。これより前の募集期間内(受付締切直後からプレゼン2日前まで)に辞退した場合は、一切の情報が非公表(市民への公開対象外)となる認識でよいか、お伺いすることは可能でしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	ヴェルニー公園ほか3箇所指定管理者募集要項P30 (2)イ
回答	ご認識のとおりです。

質問No.	28
質問内容	障害者雇用率の算定基準について: 共同事業体(JV)で申請する場合、基礎項目評価における「障害者雇用率」は構成員各社の平均で評価されるのか、それとも代表企業のみの数値か。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項 IV 5(4) / 評価シート(R5年度)
回答	各構成団体の評価点の平均(小数点以下第2位を四捨五入)して採点します。

質問No.	29
質問内容	適切な人件費設定の評価: 提案評価項目(7)において「人件費の設定は適切か」を評価するとあるが、これは「安く抑えていること」を評価するのか、それとも「物価高を考慮し、安定的な雇用が維持できる十分な水準であること」を評価するのか、市のスタンスを伺いたい。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項 IV 5 提案評価(7)
回答	評価基準の詳細は公表していません。

質問No.	30
質問内容	・人件費、物件費等の物価及び金利の変動に伴う経費の増加は指定管理者の負担とあります。P19/2 指定管理料に記載のある指定管理料の指定期間中の総額は、これらの変動を反映させたものであるとの解釈でよろしいのでしょうか。 ・本来ならば物価変動等によるコスト増に反映した形で、利用料金も改定が必要であると感じております。同時に条例改正が必要なためその実現が困難であることも認識しております。このような状況下で、物価変動等に関連した経費増の責任分担がどちらに該当するのか、見解をお聞きしたく存じます
要項・仕様書の該当箇所	ヴェルニー公園ほか3箇所 指定管理者募集要項 P34/V 1 経費の増大・増加(3)
回答	【1点目について】 提示しております指定管理料の上限額に、今後の人件費の上昇分を見込んでおりますため、ご認識のとおりです。 【2点目について】 施設利用料金の改定は、物価変動等によるコスト増に反映する形で行われるのではなく、受益者負担の適正化の観点から行われるものです。そのため、物価変動等に関連した経費増の責任分担は、責任分担表に提示のとおり、指定管理者の負担となります。
質問No.	31
質問内容	・需要の見込み違いや競合施設等による需要変動による収入減及び経費増加につきましては、指定管理者の負担であるとの認識があります。しかし急激な社会情勢等の変化に伴う著しい需要の変動については、指定管理者にその負担が課されないと考えます。その点についてのお考えをお示しいただくことは可能でしょうか。 ・需要の変動について「需要の見込み違いや競合施設等による需要変動による収入減及び経費増加」が指定管理者負担(○印)とされています。周辺に本市主導で新たな大規模集客・競合施設が整備され、著しい人流変化(収入減)を招いた場合でも、一切の補償や補填はなされないか、お伺いすることは可能でしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	ヴェルニー公園ほか3箇所 指定管理者募集要項 P34 V 1 需要の変動
回答	需要の変動について、急激な社会情勢等の変化に伴う著しい変動が不可抗力と考えられる場合は、市と双方協議となります。 本市主導の新たな集客・競合施設整備による収入減を含め、需要変動による収入減への補償や補填はいたしません。
質問No.	32
質問内容	最低賃金上昇への対応：指定期間中(5年間)に想定される大幅な最低賃金の引き上げや、それに伴う労務費の増大について、指定管理料の変更(スライド条項の適用等)を協議する仕組みはあるか。 またはそれを見越しての収支計画書を提案する必要があるのか？いずれでしょうか？
要項・仕様書の該当箇所	募集要項 V 1 (3) 注1 / 提案評価(7)
回答	提示しております指定管理料の上限額に、今後の人件費の上昇分を見込んでおりますため、現状、大幅な最低賃金の引き上げや、それに伴う労務費の増大について、指定管理料の変更(スライド条項の適用等)を協議する仕組みはありません。 については、人件費の上昇を見越しての収支計画書の作成をお願いします。

質問No.	33
質問内容	「物価変動」による協議の基準:リスク分担表の注1に「光熱水費等の経費が急激に上昇し、管理に支障をきたす場合は双方協議」とあるが、「等」には肥料、薬剤、清掃資材等の資材費や業務委託費も含まれるか。また「急激な上昇」の具体的な基準(例:前年比〇%増など)はあるか。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項 V 1 (3) 注1 / 第13回 双方協議
回答	「光熱水費等」の等について、光熱水費に係る「電気料、ガス料、上下水道使用料、燃料費及びこれらに付随する費用」を想定しているため、「肥料、薬剤、清掃資材等の資材費や業務委託費」は含まれません。 また、「急激な上昇」の具体的な基準は設定しておりません。光熱水費等の高騰により管理に支障をきたす場合は、必要に応じて市と協議してください。

質問No.	34
質問内容	経年劣化の現況を正確に把握しているのは現指定管理者であり、それらの修繕及び調査が次期指定管理期間においても最優先に実施されるべきとの考えから、現時点における50万円以下の未実施の修繕及び調査項目をご教示いただくことは可能でしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	ヴェルニー公園ほか3箇所 指定管理者募集要項 P35 V 1 施設・設備・備品等の損傷(1)
回答	50万円以下の軽微な修繕は、日常点検や利用者から指摘により、指定管理者の判断で日々対応しており、市で指摘するような、緊急で対応が必要な箇所は無いと考えます。

質問No.	35
質問内容	老朽化が進行している施設も見受けられますが、指定期間中に市が予定している改修工事、大規模修繕又は設備更新があればご教示ください。
要項・仕様書の該当箇所	35ページ V リスク等に関する事項 1 横須賀市と指定管理者の責任分担 施設・設備・備品等の損傷(2)
回答	本市が指定期間中に予定している改修工事、大規模修繕、または設備更新は以下の通りです。 ヴェルニー公園: 護岸側の転落防止柵の付替え工事を令和7年度から9年度にかけて実施予定です。 平和中央公園: 隣接する自然・人文博物館のリニューアル工事を予定しています。公園管理事務所等で利用されている文化会館2階の一部が、令和10年3月1日から令和12年4月30日までの期間、ご利用いただけなくなります。 うみかぜ公園: ウッドデッキの改修を検討しております。

質問No.	36
質問内容	・自然災害(地震、台風など)等による施設・設備・備品等の損傷について、双方協議との記載がございます。通常の予見可能な範囲外のは市が負担する、市が指定する保険により対応可能な範囲は指定管理者が負担するなど、ある程度の指標が必要であると感じております。その点についてのお考えをお示しいただきたく存じます。 ・自然災害(地震、台風など)等による施設・設備・備品等の損傷について、双方協議との記載がございます。どのような内容の加入が前提にあれば双方協議が円滑に進むなど、お考えをお示しいただきたく存じます
要項・仕様書の該当箇所	ヴェルニー公園ほか3箇所 指定管理者募集要項 P35 V 1 施設・設備・備品等の損傷(6)
回答	個別の事案に応じた柔軟な協議と対応を行うため具体的な指標は設けておりません。円滑な協議のため、適切な保険へのご加入をお願いします。

質問No.	37
質問内容	水光熱費の急激に上昇し、管理に支障をきたす場合は双方協議と記載がございます。数パーセント上昇した場合は支障をきたすと考えられる等、指標としてお示しいただくことは可能でしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	ヴェルニー公園ほか3箇所 指定管理者募集要項 P36 注1
回答	「急激な上昇」の具体的な基準は設定しておりません。光熱水費等の高騰により管理に支障をきたす場合は、必要に応じて市と協議してください。

質問No.	38
質問内容	共同事業体の代表団体以外の構成団体が継続困難となった場合、残存団体による継続を認めることがあるとありますが、残存団体に求められる財務基盤や履行能力の担保に関する具体的な審査基準をご教示いただけますでしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	ヴェルニー公園ほか3箇所指定管理者募集要項P36 2(1)
回答	財務状況審査については、税理士又は公認会計士の資格を持つ専門委員が採点を行っているため、市としての具体的な判断基準はありません。

質問No.	39
質問内容	是正指示に従わない場合に「指定管理料の全部又は一部を支払わない」とあります。この「一部」を減額・支払停止する際の、業務不履行度合いに応じた算定基準(例:不履行日数の日割り、項目別配点比率等)について具体的に開示いただくことは可能でしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	ヴェルニー公園ほか3箇所指定管理者募集要項P37 3
回答	公表していません。

質問No.	40
質問内容	地域貢献策などの選考基準の項目については、毎年度、実績数値の報告を求めている、とあります。実績数値の実現状況については、提案事業等の実現状況と同様に、次期指定管理者の評価の対象となり得ますでしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	ヴェルニー公園ほか3箇所 指定管理者募集要項 P39 1 (2)
回答	指定管理者の年度評価において使用する標準様式に、実績数値の実現状況を確認する項目が含まれているため、評価の対象となります。

質問No.	41
質問内容	「地元事業者に優先的に事業を発注したりする取り組みを行っております」とあります。指定管理者が業務の一部を再委託、あるいは物品調達を行う際、市内業者への発注比率の目標値(例:〇%以上)や、その達成度が毎年市の評価および次期公募の加点等に影響するか、ご教示いただけますでしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	ヴェルニー公園ほか3箇所指定管理者募集要項P40 1(6)
回答	本市では「市内事業者優先調達」に取り組んでおりますが、指定管理業務において、市内業者への発注比率の目標値や、その達成度が評価に影響する明確な基準は設けておりません。事業計画書に提案された内容を基に年次評価を行っています。趣旨をご理解いただき、積極的に取り組んでいただくことを期待いたします。

質問No.	42
質問内容	各公園の花壇に関して、次のことをご教示ください。 ・面積をご提示いただけますでしょうか。 ・管理基準として、植替頻度の基準はございますか。 ・現在、花壇管理を協働で行っているボランティア団体はいらっしゃいますか。
要項・仕様書の該当箇所	平和中央公園仕様書 P7 5-(5)-④ ヴェルニー公園仕様書 P7 6-(5)-① うみかぜ公園、海辺つり公園仕様書、該当箇所無し
回答	花壇の面積については明確な設定はなく、主要花壇の概算面積は以下の通りです(航空写真からの目視計測になります)。また、園内にはメインの花壇以外にも各所に花壇があるため、実際の数や面積は現地にてご確認ください。 ヴェルニー公園(バラ花壇):おおよそ3,500㎡ 平和中央公園(中央階段花壇):おおよそ500㎡ うみかぜ公園(円形花壇など):おおよそ1,000㎡ 海辺つり公園(入口及び中央部など):おおよそ760㎡ 花壇の植替頻度に基準は設けておりません。 現在、ヴェルニー公園のバラ花壇管理を、現指定管理者が独自に募集したボランティアの方々と協働で行っております。市で管理しているボランティア団体はありません。

質問No.	43
質問内容	協同事業体で応募させて頂く場合でも、様式1-1-1は取りまとめの1部のみ提出という認識で問題無いでしょうか。 その場合、「所在地」「事業者」「名称」「代表者」にはそれぞれ何を記載すべきでしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	様式1-1-1
回答	ご認識の通りです。 所在地: 代表企業の住所 事業者: 共同事業体名 名称: 代表企業名 代表者: 代表企業の代表者名 をご記載ください。

質問No.	44
質問内容	様式4において、「共同事業体の構成団体の数が2者を上回る場合は、この様式に準じて様式を作成してください。」とありますが、3団体目以降は「共同事業体事務所所在地」と「共同事業体の構成団体(委任者)」の2つの項目のみを入れ込む形で作成するという認識でよろしいでしょうか。 団体毎に委任状を作成する必要がございますか？
要項・仕様書の該当箇所	様式4 共同事業体協定書兼委任状
回答	ご認識のとおり、「3団体目以降は「共同事業体事務所所在地」と「共同事業体の構成団体(委任者)」の2つの項目のみを入れ込む形で作成する」としていただいて構いません。

質問No.	45
質問内容	・ヴェルニー公園の自販機売上実績がR4年度(6,407,400円)からR7年度(11,361,080円)にかけて約1.7倍に急増している具体的な要因(台数変更、単価改定、アマルフィイ開店等の人流変化)の分析、および新指定期間における予算積算上の動向予測について本市の方針をご開示いただくことは可能でしょうか。 ・平和中央公園の自販機売上について、R4年度(477,460円)からR5年度(1,029,540円)にかけて倍増した理由をお聞きすることは可能でしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	資料2(自動販売機売上・利用料金制施設の利用及び収入実績)P1
回答	自動販売機売上の変動要因について本市は詳細分析を行っておりません。ヴェルニー公園はイベント増加、平和中央公園は夏季の気温上昇などが考えられます。

質問No.	46
質問内容	4公園での現指定管理者の設置されている物の一覧をご教示願います。 また、その設置に関する財産使用料をご教示願います。
要項・仕様書の該当箇所	全体
回答	各公園における現指定管理者の設置物件と財産使用料は以下の通りです。 ヴェルニー公園: 自動販売機、フォトスポット(景観ドア)、旧レストラン棟、倉庫、 注意看板 平和中央公園: 自動販売機 上記物件に関する財産使用料の金額は、都市公園条例の公園使用料を参照してください。 なお、うみかぜ公園および海辺つり公園では、市が現指定管理者から財産使用料を徴収して設置させている物件はありません。ただし、自主事業に関する物件については、行為使用料を徴収する場合があります。

質問No.	47
質問内容	現管理者の再委託先一覧をご教示ください。
要項・仕様書の該当箇所	全体
回答	現指定管理者の取引情報に関することであるため、公表しておりません。

質問No.	48
質問内容	自主事業収入による補填の扱い: 人件費や物価の上昇分を、自主事業(物販・飲食等)の収益で補填することを前提とした事業計画を市は推奨するか。それとも、指定管理料の範囲内で収まる計画が優先されるか。
要項・仕様書の該当箇所	
回答	どちらかを優先するものではありません。

質問No.	49
質問内容	管理許可施設の改修範囲:ヴェルニー公園管理事務所(旧レストラン棟)をテレワーク以外の用途(飲食・物販等)に転換する場合、外観の変更や構造に関わる改修は可能か。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項Ⅱ2(3)カ / 資料3
回答	可能です。担当部署と協議してください。

質問No.	50
質問内容	ティボディエ邸ムービーで収入合計が380万円を超えた場合の「提案する割合」について、本市が想定する最低下限値(〇%以上など)はおありでしょうか。また適正な積算のため過去3カ年の当該ムービー単独の年間収入実績を開示いただけますでしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	ヴェルニー公園ほか3箇所指定管理者募集要項P18 1
回答	最低下限値は現在設定していません。 ムービー観覧者(一般)及び収入における過去3か年の実績 R5:5,442人 1,088,400円 R6:6,056人 1,211,200円 R7:6,317人 1,263,400円

質問No.	51
質問内容	よこすか近代遺産ミュージアムティボディエ邸において「開館時間内は原則4名以上の運営要員を配置すること」とあります。繁忙期や団体入館が集中した際、安全確保のために増員した場合の追加人件費は指定管理料上限枠内で全て吸収すべきかお伺いすることは可能でしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	(資料1-1)ヴェルニー公園仕様書P1 3
回答	現在は、イベント等が重なった際に指定管理者判断で増員配置しており、人件費については指定管理料に吸収している状況であります。なお、イベント等が重なる状況がみられる場合は、市と指定管理者の双方で人員配置について協議しています。

質問No.	52
質問内容	「施設所有者である横須賀市も補償の対象(被保険者)となる契約内容とすること」とあります。市を被保険者に含めることによる施設賠償責任保険のプレミアム(割増保険料)について、その増加分を市が別途負担する、あるいは指定管理料で賄うべきかの基準をお伺いすることは可能でしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	(資料1-1)ヴェルニー公園仕様書P2 3(1)⑧
回答	本市の指定管理料は、施設の管理運営に必要な一切の経費(各種保険料を含む)を総合的に見込むことを前提としております。 つきましては、施設所有者である本市を被保険者に含めることによる施設賠償責任保険のプレミアム(割増保険料)につきましても、提案いただく指定管理料の中でご負担いただくことを基本方針としております。

質問No.	53
質問内容	本市が主催・共催・後援する行事等の過去3年分の開催回数をお教えいただくことは可能でしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	(資料1-1)ヴェルニー公園仕様書 P2 3 (2)(②)
回答	令和7年度: 18回 令和6年度: 14回 令和5年度: 15回

質問No.	54
質問内容	駐車場に機械式の現場管理を導入して省力・省人化した場合でも、大型車の利用時間帯(8:30～17:30)は予約の有無に関わらず、一律で常時1名以上の交通誘導員(検定合格者)を現地に常駐させることが必須要件か、配置緩和条件はあるかお伺いいたします。
要項・仕様書の該当箇所	(資料1-1)ヴェルニー公園仕様書P4 4 (1) ⑤
回答	大型車の利用時間帯(8:30～17:30)における交通誘導員1名以上の常時配置は、機械式管理の有無に関わらず必須要件といたします。 利用者の安全確保と事故防止のため、配置緩和条件は設けておりません。 指定管理業務においては、この要件に基づき、適切な人員配置をお願いいたします。

質問No.	55
質問内容	「大型車駐車区画については原則、事前予約制としているため、近隣観光施設とも積極的に連携を図るとともに、効率的な運営を行うこと」とあります。予約システムのサーバー維持管理費やシステム改修費は、指定管理者の負担(指定管理料内)となるか確認させてください。
要項・仕様書の該当箇所	(資料1-1)ヴェルニー公園仕様書P4 4 (1) ⑥
回答	指定管理料は、施設の管理運営に必要な一切の経費(駐車場委託料、管理費用、予約システム維持管理費・改修費等を含む)を、上限額に見込んでおります。 したがって、予約システムのサーバー維持管理費やシステム改修費についても、指定管理者の皆様から提案いただく指定管理料の中でご負担いただくことを基本方針といたします。本市が別途負担することはありませんので、ご承知おきください。

質問No.	56
質問内容	過去5年間の会計年度中で、ムービー観覧料の収入合計が380万円を超える年度がある場合、お教えいただくことは可能でしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	(資料1-1)ヴェルニー公園仕様書 P5 4 (2)②ウ
回答	開館からこれまで、ムービー観覧料の収入が計380万円を超える年度はありません。

質問No.	57
質問内容	「料金徴収を行う公園には出納責任者及び現金取扱者を置くこと」との記載がありますが、出納責任者及び現金取扱者の兼任は可能でしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	(資料1-1)ヴェルニー公園仕様書 P5 5(1)④
回答	料金徴収の透明性確保および適正な内部統制の観点から、出納責任者と現金取扱者の兼任はできません。 それぞれ別の担当者を配置することを要件といたしますので、この方針に基づき適切な人員配置をお願いいたします。

質問No.	58
質問内容	専門家とは、点検資格を持つ専門技術者(公園施設安全管理士・公園施設製品整備技師)または点検技術者(公園施設点検管理士・公園施設点検技士)を指すとの解釈でよろしいのでしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	(資料1-1)ヴェルニー公園仕様書P6 6(3)②
回答	ご認識の通り、点検資格を持つ専門技術者(公園施設安全管理士・公園施設製品整備技師)または点検技術者(公園施設点検管理士・公園施設点検技士)を指します。 これらの資格を有する専門技術者による適切な点検・管理をお願いいたします。

質問No.	59
質問内容	ヴェルニー公園のバラボランティアの大まかな人数と活動頻度をご教示下さい。
要項・仕様書の該当箇所	ヴェルニー公園仕様書 P7 6-(5)-ア-ウ
回答	現指定管理者が独自に募集したボランティアの方々と協働で行っており、登録者は約30人、月4回活動しています。

質問No.	60
質問内容	指定管理者が貸し出せる以外の備品や消耗品が、式典で必要となった場合、それらは市が準備するとの解釈でよろしいのでしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	(資料1-1)ヴェルニー公園仕様書P8 7
回答	【課内で確認したい項目】 指定管理者様貸出範囲外の備品・消耗品が式典で必要な場合、本市および関係者で準備いたします。つきましては、事前に内容や物品を調整させてください。状況に応じて柔軟に対応いたします。

質問No.	61
質問内容	「制作したガイドブックなどを買って販売すること」とありますが、詳細な内容をお聞きすることは可能でしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	(資料1-1)ヴェルニー公園仕様書P8 (6)⑪
回答	市が製作したティボディエ邸ガイドブックを指定管理者が買い取り、指定管理者が販売管理費(手数料)を含めた金額で販売しています。

質問No.	62
質問内容	「市のライトアップ施策」とありますが、頻度、時間帯、内容等をお教えいただくことは可能でしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	(資料1-1)ヴェルニー公園仕様書P8 (6)⑫
回答	・令和7年度は13回実施 ・令和8年度は年間計13件程度(予定) ・1事業につき原則1日 ・点灯時間は、4月から9月:18時から21時、10月から3月:17時から21時 ・市が庁内でライトアップの依頼を受け、指定管理者と業務委託をしています。

質問No.	63
質問内容	市がティボディエ邸で実施してきた具体的なイベントについて、お聞きすることは可能でしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	(資料1-1)ヴェルニー公園仕様書P8 (6)⑬
回答	R7年度の実績 5月:カレーフェスコラボ サテライトカード製作、春のローズデー フォトスポットとしてバラ花束設置、4周年記念 のりものフェスタに合わせて横須賀造船所で造られた船の絵葉書を展示 7月:BMXジャパンカップ 動画放映 10月:秋のローズデー フォトスポットとしてバラ花束設置、クリスマスイルミネーション(1月まで) 館内装飾やライトアップ 12月:クリスマスフランスデー 館内装飾・生演奏・日替わりイベント等

質問No.	64
質問内容	ヴェルニー公園の管理許可施設とは「管理事務所(旧レストラン棟)」のみ、との認識で良いのでしょうか。こちらの管理事務所の自動販売機の設置台数をお教えいただくことは可能でしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	(資料1-1)ヴェルニー公園仕様書 P9 (1)⑥
回答	ご認識の通りです。 管理事務所内には現在、自動販売機の設置はございません。

質問No.	65
質問内容	施設におけるエネルギー使用量について測定・記録し、市へ報告(月1回)すること、とありますが、ここでのエネルギー使用量とは、エネルギー使途(熱源や動力)別の消費内訳が分かるような資料を提示するといった解釈でよろしいのでしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	(資料1-1)ヴェルニー公園仕様書 P11 (9)①
回答	エネルギー使用量の報告は、使途別の消費内訳が分かるような資料ではなく、施設全体の消費量(電気、ガス、水道等それぞれの総量)を測定・記録し、ご報告いただければ問題ありません。

質問No.	66
質問内容	ティボディエ邸にはワックス掛けや窓ガラス清掃等、定期清掃の回数に記載がございましたが、「建物」については、適切な頻度と記載があり、決められた回数を実施する必要はないとの解釈でよろしいのでしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	(資料1-1)ヴェルニー公園仕様書P19 (2) ⑥
回答	適切な頻度の規定回数はなく、指定管理者判断となります。

質問No.	67
質問内容	ティボディエ邸の「常駐4名」の内訳:運営要員「原則4名以上」には、シアターアテンダントや運営責任者も含まれる認識でよいか。
要項・仕様書の該当箇所	ヴェルニー仕様書 3(1)③ / 6(6)④
回答	シアターアテンダント及び運営責任者も運営要員4名に含まれます。

質問No.	68
質問内容	光熱水費の按分基準:ティボディエ邸周辺の民間飲食店への請求方法について、個別のメーターが設置されているのか、それとも面積按分等の計算が必要なのか。実例をお示ください。
要項・仕様書の該当箇所	ヴェルニー仕様書 9(7)
回答	民間飲食店裏に設置されているメーターをご確認いただき、請求していただいています。

質問No.	69
質問内容	バラの品種更新の裁量:ヴェルニー公園のバラについて「数量の確保及び増加に努める」とあるが、日比谷花壇のブランドに合わせた品種の入れ替えや配置変更はどの程度認められるか。
要項・仕様書の該当箇所	ヴェルニー仕様書 6(5)①ア
回答	「数量確保・増加」を前提に、公園の景観を損なわずバラの健全性を維持・向上させる品種変更・配置は認めます。現状維持に留まらず、コンセプトに基づく積極的な改善提案を歓迎いたします。

質問No.	70
質問内容	夜間活用の照明設備: 夜間利活用の提案において、既存の公園照明以外の臨時ライトアップ設備等を常設する場合、その電気代は指定管理料に含まれる認識ですか？
要項・仕様書の該当箇所	ヴェルニー仕様書 9(8) / 9(9)
回答	ご認識の通りです。

質問No.	71
質問内容	うみかぜ公園の新規埠頭計画に伴い業務変更や自主事業の制限が生じる可能性があるかとありますが、指定期間中に本市都合で制限が命じられ初期投資の回収不能等の損害が出た場合、損害補償や指定管理料改定のルールはあるか、お伺いすることは可能でしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	ヴェルニー公園ほか3箇所指定管理者募集要項P4 1(2) ヴェルニー公園ほか3箇所指定管理者募集要項P39 1(1)
回答	募集要項P34「1横須賀市と指定管理者の責任分担」内の「市が協定内容を不履行」に該当する場合は市の責任分担になりますが、事案によって協議させていただくことになります。

質問No.	72
質問内容	うみかぜ公園・海辺つり公園における自動販売機設置不可の入札制度について、指定期間中に制度が変更され、指定管理者が設置・運営できるようになる可能性や、その際の事前協議スキームはあるかお伺いいたします。
要項・仕様書の該当箇所	ヴェルニー公園ほか3箇所指定管理者募集要項P7
回答	全庁的な制度の取扱いが変更にならない限り、可能性はございません。

質問No.	73
質問内容	港湾部港湾管理課の施設での事業提案に際しての限定事項(留意事項)をご教示ください。
要項・仕様書の該当箇所	全体
回答	特にございませんが、沿岸施設であるため、水辺環境や海象等を理解した上での管理運営をお願いいたします。

質問No.	74
質問内容	「横須賀市行政手続条例の規定による行為許可の標準処理期間を、3日とする」とあります。申請内容に不備があり申請者へ補正を求めた場合、この3日間は標準処理期間に算入されず、標準処理期間の進行は一時停止し、市が補正書類受領後の提出を受けた時点から再開するとの理解でよろしいでしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	(資料1-3)うみかぜ・海辺つり公園仕様書P2 6(1) ア(ウ)
回答	標準処理期間とは申請内容に不備がない場合の期間ですので、申請者に補正を求めた場合はこの期間によらないものとなります。なお、申請受付から許可までは、指定管理者の業務ですあり、補正書類の受付も同様です。

質問No.	75
質問内容	「駐車場管制装置機械警備装置及びその付帯物は、原則、市が設置するものとする」とあります。機器が経年劣化により全面更新(リプレイス)が必要となった場合、その数百万～一千万円規模の更新費用および工事責任はすべて市が負うという認識でよいとお伺いいたします。
要項・仕様書の該当箇所	(資料1-3)うみかぜ・海辺つり公園仕様書P3 オ
回答	現行機器に更新が必要となった場合は、原則、本市負担で実施することになります。ただし、機器の仕様等については本市が定めるものとします。

質問No.	76
質問内容	駐車場使用料は指定管理者の収入とありますが、利用者の不払い等の未収金リスクは指定管理者が全額負うのか、ご教示いただけますでしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	(資料1-3)うみかぜ・海辺つり公園仕様書P3 イ(ウ)
回答	お見込みのとおりです。

質問No.	77
質問内容	「対人賠償1名につき50,000千円、1事故につき100,000千円以上の施設賠償責任保険に必ず加入すること」とあります。この支払限度額について、共同事業体として加入する場合、グループ全体で1つの特約としてカバーすれば足りるか、各構成団体ごとに個別加入が必要かお伺いいたします。
要項・仕様書の該当箇所	(資料1-3)うみかぜ・海辺つり公園仕様書P5 (エ)⑨
回答	加入する保険の契約内容によるかと思いますが、構成団体及び市が被保険者となり、補償要件を満たしていることが条件となります。

質問No.	78
質問内容	施設におけるエネルギー使用量について測定・記録し、市へ報告(月1回)すること、とありますが、ここでのエネルギー使用量とは、エネルギー使途(熱源や動力)別の消費内訳が分かるような資料を提示するといった解釈でよろしいのでしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	(資料1-3)うみかぜ公園・海辺つり公園仕様書 P6 コ(ア)
回答	電気使用量、電気料金、上下水道使用量、上下水道料金(上下水道については隔月)を一覧にまとめたもので構いません。必要に応じて、明細の提出を求めるともあります。

質問No.	79
質問内容	BMXパークは公園施設外の他部局所管施設とあります。この施設を用いた連携や自主事業の実施は公募上の必須要件(義務事業)でしょうか。また敷地内に内包される同施設での日常巡視や万が一の事故発生時における一次対応・法的責任の所在をお伺いいたします。
要項・仕様書の該当箇所	(資料1-3)うみかぜ・海辺つり公園仕様書P8 (2) カ
回答	指定管理業務施設ではありませんので公募上の必須条件としていませんが、「アーバンスポーツによる地域活性化」は、本市の重点施策であるため、ご協力をお願いいたします。また、BMXパークの管理運営・責任分担については、同施設の所管である文化スポーツ観光部との協議となります。

質問No.	80
質問内容	「業務の日報についても市の指定した様式により作成すること」とあります。この日報の作成・提出は、紙媒体での郵送・持参、あるいは電子メールや本市指定のオンラインシステム等によるデジタル提出のどちらが原則となるか、運用方針を伺います。
要項・仕様書の該当箇所	(資料1-3)うみかぜ・海辺つり公園仕様書P9 7(3)
回答	提出方法は特に問いません。都度、提出方法を変えていただいても問題ありません。なお、月報の提出は必須ですが、日報は特記事項がある場合や、市が提出を求めた際に構いません。

質問No.	81
質問内容	第三海堡構造物の「一般開放を前提とした管理」について協議された場合、増加する人員や経費の負担区分および指定管理料の増額対象となるかをご教示ください。
要項・仕様書の該当箇所	うみかぜ公園仕様書 6(2)オ
回答	現状、一般開放できる設備となっていないため、「一般開放を前提とした管理」の目処が立った際に別途協議とさせていただきます。

質問No.	82
質問内容	駐車場収入は指定管理者の収入(利用料金制)となるが、過去3カ年の実績数値に対し、新指定期間中に周辺の工事や天候不順、埠頭計画の進捗等による想定外の減収が生じた際、指定管理料の増額等によるリスク分担・補填措置はあるでしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	資料2(自動販売機売上・利用料金制施設の利用及び収入実績)P6～9
回答	港湾部が実施する新規埠頭計画に進捗があり、指定管理業務に変更が見込まれる場合は、事前に協議させていただきます。自然災害(地震、台風)等の不可抗力によるもの、周辺の工事によるものについては、その影響範囲等を勘案し、双方協議とします。

質問No.	83
質問内容	うみかぜ公園駐車場の普通車全額減免台数が、R5年度(2,436台)からR7年度(2,784台)にかけて毎年高水準で発生しているが、これら減免対象(障害者割引、公用車、イベント等)の具体的な内訳実績について開示いただけますでしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	資料2(自動販売機売上・利用料金制施設の利用及び収入実績)P7～9
回答	内訳実績はございません。

質問No.	84
質問内容	うみかぜ公園管理事務所(木造・20㎡)について、放送設備やエアコン、物置が主な設備とあるが、これらの経年劣化に伴う交換(50万円以下)は指定管理者負担(独立採算)か、指定管理料の対象となるかお伺いすることは可能でしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	資料3(施設概要)P3①
回答	指定管理料でご負担しても構いませんし、指定管理者が指定管理料とは別に購入した物品を持ち込むことも可能です。

質問No.	85
質問内容	トイレ棟2について「主要用途:トイレ、備考:多目的トイレ」とある。バリアフリー設備の特殊部品(オストメイト対応や自動ドア等)の突発的な修繕(1件50万円以下)も、一律に指定管理者の負担範囲(小破修繕費)となるか、ご教示いただけますでしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	資料3(施設概要)P3③
回答	既存設備の修繕についてはお見込みのとおりですが、特段の事情が生じた場合は別途協議とします。

質問No.	86
質問内容	・令和6年度にスピーカー改修、石柱灯LED交換、トイレ屋根ガルバニウム張り等、高額な修繕が集中しています。新指定期間中も同等頻度での老朽化改修を想定すべきかお伺いすることは可能でしょうか。 ・「オブジェクト木材撤去処分工事 220,000円」がある。このような、老朽化した公園内のモニュメントや大型木製構造物の安全上の理由による「撤去・処分(撤収)費用」についても、1件50万円以下であれば一律指定管理者負担となるとの解釈でよろしいのでしょうか。 ・「7月スピーカー改修 290,000円」「9月石柱灯・遊具側鉄柱ポールLED交換 380,000円」等、広範囲に及ぶ音響・照明インフラの多額の修繕・交換が相次いでいる。これらの重要設備の市による直近の更新履歴と瑕疵担保期間をご教示いただくことは可能でしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	資料4(修繕実績)P3
回答	令和6年度にかかわらず、修繕は現指定管理者によって計画的に行われています。新指定管理者においても計画的な修繕の実施を期待します。 「1件50万円以下の撤去・処分(撤収)費用」については、お見込みのとおりですが、特段の事情が生じた場合は別途協議とします。 音響・照明インフラ等の重要設備の、市による直近の更新履歴はございません。また、開園から30年近く経過しており、全体的に設備が老朽化しておりますことをご念頭に置いていただければと思います。

質問No.	87
質問内容	・「9月駐車場側トイレ屋根ガルバニウム張り 330,000円」とあります。屋根全体の改修のような実質的な「大規模改修・建築物の延命化工事」に該当する工種まで、金額が50万円以下であれば指定管理者が施工・負担すべき範囲に含まれるという解釈でよろしいのでしょうか。 ・R7年度の「水の丘ボールタップ交換(80,000円)」やR6年度の「私設メーター取替工事(33,000円)」等、給排水管や地下埋設管に係る修繕において、漏水箇所の探索・調査費(調査外注費等)が発生した場合も50万円以下であれば指定管理者の負担となるのでしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	資料4(修繕実績)P3
回答	お見込みのとおりですが、特段の事情が生じた場合は別途協議とします。

質問No.	88
質問内容	うみかぜ公園・海辺つり公園における自動販売機設置不可の入札制度について、指定期間中に制度が変更され、指定管理者が設置・運営できるようになる可能性や、その際の事前協議スキームはあるかお伺いいたします。
要項・仕様書の該当箇所	ヴェルニー公園ほか3箇所指定管理者募集要項P7
回答	全庁的な制度の取扱いが変更にならない限り、可能性はございません。

質問No.	89
質問内容	港湾部港湾管理課の施設での事業提案に際しての限定事項(留意事項)をご教示ください。
要項・仕様書の該当箇所	全体
回答	特にございませんが、沿岸施設であるため、水辺環境や海象等を理解した上での管理運営をお願いいたします。

質問No.	90
質問内容	海辺つり公園、平和中央公園の植栽管理基準表をご教示頂けないでしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	該当なし
回答	海辺つり公園は、植栽管理基準表は特にございませんが、新指定管理者にはノウハウを活かし、来園者に親しまれる植栽の管理を期待します。

質問No.	91
質問内容	海辺つり公園は午前5時開門・午後10時時閉門とあります。供用時間外(夜間22時～翌朝5時まで)における外部からの不法侵入や密漁、施設毀損等のトラブルを防止するため、受託者による夜間の不審者対策(巡回等)の実施は必要と考えてよろしいでしょうか。また機械警備が導入されている場合は、その監視対象範囲(監視エリア)及び受託者が対応すべき範囲についてご教示いただけますでしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	(資料1-3)うみかぜ・海辺つり公園仕様書P1 5 (資料1-3)うみかぜ・海辺つり公園仕様書P8 オ
回答	現指定管理者は、管理棟のみ機械警備を導入しています。夜間・繁忙時等の夜間警備については、仕様書 別表1に記載のとおり、必要に応じて実施してください。

質問No.	92
質問内容	「横須賀市行政手続条例の規定による行為許可の標準処理期間を、3日とする」とあります。申請内容に不備があり申請者へ補正を求めた場合、この3日間は標準処理期間に算入されず、標準処理期間の進行は一時停止し、市が補正書類受領後の提出を受けた時点から再開するとの理解でよろしいでしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	(資料1-3)うみかぜ・海辺つり公園仕様書P2 6(1) ア(ウ)
回答	標準処理期間とは、申請内容に不備がない場合の期間ですので、申請者に補正を求めた場合は、この期間によらないものとなります。なお、申請受付から許可までは、指定管理者の業務であり、補正書類の受付も同様です。

質問No.	93
質問内容	「駐車場管制装置機械警備装置及びその付帯物は、原則、市が設置するものとする」とあります。機器が経年劣化により全面更新(リプレイス)が必要となった場合、その数百万～一千万円規模の更新費用および工事責任はすべて市が負うという認識でよいとお伺いいたします。
要項・仕様書の該当箇所	(資料1-3)うみかぜ・海辺つり公園仕様書P3 オ
回答	現行機器に更新が必要となった場合は、原則、本市負担で実施することになります。ただし、機器の仕様等については本市が定めるものとします。

質問No.	94
質問内容	駐車場使用料は指定管理者の収入とありますが、利用者の不払い等の未収金リスクは指定管理者が全額負うのか、ご教示いただけますでしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	(資料1-3)うみかぜ・海辺つり公園仕様書P3 イ(ウ)
回答	お見込みのとおりです。

質問No.	95
質問内容	「対人賠償1名につき50,000千円、1事故につき100,000千円以上の施設賠償責任保険に必ず加入すること」とあります。この支払限度額について、共同事業体として加入する場合、グループ全体で1つの特約としてカバーすれば足りるか、各構成団体ごとに個別加入が必要かお伺いいたします。
要項・仕様書の該当箇所	(資料1-3)うみかぜ・海辺つり公園仕様書P5 (エ)⑨
回答	加入する保険の契約内容によるかと思いますが、構成団体及び市が被保険者となり、補償要件を満たしていることが条件となります。

質問No.	96
質問内容	施設におけるエネルギー使用量について測定・記録し、市へ報告(月1回)すること、とありますが、ここでのエネルギー使用量とは、エネルギー使途(熱源や動力)別の消費内訳が分かるような資料を提示するといった解釈でよろしいのでしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	(資料1-3)うみかぜ公園・海辺つり公園仕様書 P6 コ(ア)
回答	電気使用量、電気料金、上下水道使用量、上下水道料金(上下水道については隔月)を一覧にまとめたもので構いません。必要に応じて、明細の提出を求めることもあります。

質問No.	97
質問内容	「業務の日報についても市の指定した様式により作成すること」とあります。この日報の作成・提出は、紙媒体での郵送・持参、あるいは電子メールや本市指定のオンラインシステム等によるデジタル提出のどちらが原則となるか、運用方針を伺います。
要項・仕様書の該当箇所	(資料1-3)うみかぜ・海辺つり公園仕様書P9 7(3)
回答	提出方法は特に問いません。都度、提出方法を変えていただいても問題ありません。なお、月報の提出は必須ですが、日報は特記事項がある場合や、市が提出を求めた際に構いません。

質問No.	98
質問内容	海辺つり公園駐車場において普通車全額減免台数がR5年度(520台)からR6年度(650台)・R7年度(664台)へ増加傾向にある背景をお聞きすることは可能でしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	資料2(自動販売機売上・利用料金制施設の利用及び収入実績)P11～13
回答	特に検証しておりません。

質問No.	99
質問内容	海辺つり公園管理事務所(RC造・153m ²)のエアコンや放送設備について、塩害地域という立地特性上、機器の寿命が短いことが予想される。塩害による早期故障時における修繕費負担の特別措置(市負担等)はあるか、ご教示いただけますでしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	資料3(施設概要)P4①
回答	特段の事情が生じた場合は、別途協議とします。

質問No.	100
質問内容	・「5月 監視カメラ修繕 275,000円」とあります。防犯・監視システムのプログラムや通信機器の不具合、サーバー類の障害に伴う専門業者によるシステム修繕費・復旧費についても、指定管理者の小破修繕範囲(50万円以下)に含まれるか、ご教示いただけますでしょうか。 ・「9月低ポール防犯灯取付 400,000円」とあります。既存の壊れた照明の修理ではなく、新たな防犯灯の「新設(増設取付)」に該当する工事まで、金額が50万円以下であれば指定管理者が全額負担すべき業務範囲となるか、本市の考えをお聞きすることは可能でしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	資料4(修繕実績)P4
回答	既存設備の修繕については、お見込みのとおりですが、特段の事情が生じた場合は別途協議とします。

横須賀市〇〇〇指定管理業務 基本協定書の一部を変更する協定書

令和〇年〇月〇日付けで横須賀市（以下「甲」という。）と〇〇〇指定管理者 A 株式会社（以下「乙」という。）との間で締結した「横須賀市〇〇〇指定管理業務基本協定書」（以下「基本協定書」という。）について、基本協定書第 51 条第 3 号に基づき次のとおり変更する協定を締結する。

基本協定書第〇条を、下表のとおり改める。

変更前	変更後
第〇条 乙は、条例第〇条に規定する額を利用料金とし、利用者が納付する利用料金は、乙が収入として収受する。なお、利用料金の減免は、別に定める基準に基づき行うものとする。	第〇条 乙は、条例第〇条に規定する額を利用料金とし、利用者が納付する利用料金は、乙が収入として収受する。なお、利用料金の減免は、別に定める基準に基づき行うものとする。 2 前項の規定に関わらず、令和 8 年 4 月 1 日以降に利用者が納付する利用料金については、別に定める基準に基づき、甲乙双方の収入額を定める。 3 前項の規定により甲の収入とする利用料金は、利用者が納付した日の属する年度の次年度の末日までに、乙が甲に支払うものとする。

上記、協定締結の証として本協定書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各々 1 通を保有する。

令和 8 年 4 月 1 日

甲 所在地 横須賀市小川町 11 番地
名 称 横須賀市
代表者 横須賀市長

乙 所在地 〇〇〇〇〇〇
名 称 A 株式会社
代表者 代表取締役

横須賀市〇〇〇指定管理業務における令和8年4月1日以降の 利用料金収入の扱いについて

横須賀市〇〇〇指定管理業務基本協定書の一部を変更する協定書による変更後の基本協定書第〇条第2項中「別に定める基準」は、以下のとおりとします。

- 1 「改定後の利用料金単価 × 令和8年度の利用件数
－ 改定前の利用料金単価 × 令和7年度の利用件数」
が、プラス(増収)の場合

- (1) 令和8年度の利用件数が、令和7年度の利用件数以上の場合

「改定前後の利用料金単価の差額 × 令和8年度の利用件数」

を、甲(横須賀市)の収入とし、その余の部分を乙(〇〇〇指定管理者A株式会社)の収入とします。

- (2) 令和8年度の利用件数が、令和7年度の利用件数未満の場合

「改定後の利用料金単価 × 令和8年度の利用件数
－ 改定前の利用料金単価 × 令和7年度の利用件数」

を、甲(横須賀市)の収入とし、その余の部分を乙(〇〇〇指定管理者A株式会社)の収入とします。

- 2 「改定後の利用料金単価 × 令和8年度の利用件数
－ 改定前の利用料金単価 × 令和7年度の利用件数」
が、マイナス(減収)の場合

改定後の利用料金単価 × 令和8年度の利用件数
の全額を、乙(〇〇〇指定管理者A株式会社)の収入とします。

【基本的な考え方】

- 1 利用料金単価の改定に直接起因する増収分は、指定管理者の収入とせず、横須賀市の収入とすることで、実質的に指定管理料と相殺する。
- 2 利用料金単価の改定に因らない、利用件数の増による増収分は、指定管理者の収入とする。